

平成20年10月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第17519号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成20年8月29日

判 決

東京都文京区水道二丁目5番25号-202号

原 告 藤 岡 信 勝
同 訴訟代理人弁護士 稲 見 友 之
同 福 本 修 也

東京都大田区久が原三丁目21番18号

被 告 八 木 秀 次
同 訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 紀
同 岩 淵 正 樹
同 松 永 暁 太

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成18年6月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、新しい歴史教科書をつくる会（以下「つくる会」という。）の元会長である被告が、現会長である原告の日本共産党離党の経歴等に関し、①つくる会元会長の西尾幹二（以下「西尾」という。）外数名の自宅に、誤った事実を記載した匿名の文書をファクシミリ送信し、②月刊誌「諸君！」平成18年7月号に掲載された手記及び雑誌「SAPIO」平成18年7月12日号に掲

載された手記において、誤った事実を公表し、もって原告の名誉を毀損したとして、原告が、被告に対し、不法行為に基づき、慰謝料1000万円、弁護士費用100万円及び最後の不法行為日の翌日である平成18年6月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提となる事実（証拠で認定した事実については、各項の末尾に証拠を摘示した。）

(1) 当事者等

ア つくる会は、平成9年1月、原告をはじめ、学者、評論家、ジャーナリストらが「自虐的な」歴史教科書の氾濫を憂い、自ら支持する教育観及び立場から執筆した歴史教科書を世に出すために結成した会であり、「新しい歴史教科書」を企画、立案し、その出版と採択を推進している。

イ 原告は、拓殖大学日本文化研究所教授の地位にある学者であり、つくる会の創立者の一人であって、現在、同会会長を務めている者である。

ウ 被告は、高崎経済大学教授の地位にある学者であり、平成16年7月29日から平成18年2月27日までの間、つくる会の会長を務めていた者である。

(2) 本件に至る経緯について

ア つくる会における内部対立

つくる会においては、平成17年8月ころから、事務局長宮崎正治（以下「宮崎」という。）の処遇、会員管理システムの開発責任等をめぐり、執行部及び理事会内部で激しい意見対立が生じていた。すなわち、執行部においては、原告及び西尾を中心に、宮崎の責任を追及する意見が多数であったが、理事会の多数を占める新田均（以下「新田」という。）、内田智、勝岡寛次及び松浦光修（以下「新田ら4名」という。）は、宮崎を擁護する意見であり、あわせて西尾の影響力の排除を求めていた。被告は、

当初、原告及び西尾を支持する立場であったが、次第に新田ら4名の意見に同調するようになったことから、原告らは被告に対する不満を強めていった。

平成18年1月当時、つくる会の会長は被告、副会長は原告、遠藤浩一、工藤美代子及び福田逸、名誉会長は西尾であったが、同月17日、西尾は名誉会長を、遠藤浩一、工藤美代子及び福田逸は副会長をそれぞれ辞任した。その結果、執行部は、会長である被告、副会長である原告によって構成されることになった。

(甲2, 12, 14, 19, 24)

イ 平成18年2月27日開催のつくる会理事会

上記理事会において、原告の副会長からの除名動議が新田により提出され、被告は賛成票を投じたものの、僅差で否決された。

次いで、宮崎の事務局長職からの退任が決定され、さらに、これまでの責任を問うとして、被告が会長職を、原告が副会長職をそれぞれ解任された。その結果、執行部が存在しないこととなったため、急遽、平成17年夏ころからつくる会の運営から離れていた種子島経（以下「種子島」という。）が会長に選出された。

その後、原告及び福地惇（以下「福地」という。）は、同年3月1日、種子島によって、会長補佐として任命された。

(甲2, 12, 乙1)

ウ 本件文書の送信

平成18年3月8日ころ、以下の内容の文書（以下「本件文書」という。）が、つくる会元会長である西尾外数名の理事の自宅にファクシミリ送信された。

「警察公安情報

藤岡教授の日共遍歴

日共東京都委員会所属不明

S 3 9 4月16日開催の道学連在札幌編集者会議出席，道学新支部再
建準備会出席

S 4 1 北海道大学大学院教育学部所属

S 5 6 東大教育学部助教授

H 1 0 東大大学院教育学研究科教授

H 1 3 日共離党」

(甲 2 6)

エ 平成18年3月28日開催のつくる会理事会

上記理事会において、被告及び原告は、これまでの紛糾について反省と謝罪を述べた。その後、種子島は、自ら会員及び支持団体の意見を調査した結果として、被告の会長復帰を期待する声が多いことを報告した上で、被告を副会長に任命するとともに、同年7月の総会で会長に復帰させることを提案した。その結果、被告が副会長に選任されるとともに、総会での会長復帰については理事会の申し合わせ事項とし、外部へ公開しないこととされた。さらに、種子島は理事間の内紛は一切やめることを提案し、了承を得た。

(甲 2, 1 2, 3 6, 乙 1)

オ 平成18年4月30日開催のつくる会理事会

上記理事会において、種子島は会長を、被告は副会長をそれぞれ辞任した。

その後、原告及び福地は、「会の混乱の原因と責任に関する見解」と題する文書を配布して、本件文書の配布等に関する被告の責任を追及したが、被告は、本件文書の配布等への関与を否定した。

さらに、新田ら4名が理事を辞任し、種子島、被告とともに理事会を退席した後、原告ら残る理事は、高池勝彦を会長代行に、原告及び福地を副

会長に選任した。

(甲2, 12, 乙1)

カ 西尾手記

西尾は、平成18年5月31日ころ、雑誌「SAPIO」2006年6月14日号に「私が『新しい歴史教科書をつくる会』を去った理由」と題する手記（以下「西尾手記」という。）を記載した。西尾手記には、以下のとおりの記述がある。

「では、このような怪文書を『つくる会』関係者に送りつけたのは誰なのか。それは証明できないが、問題は『つくる会』関係者や産経記者の前でこの文書を『単なる噂ではない』と断言し、その根拠を問われると、『公安と自分はパイプがあって、これには確かな証言がある』と触れ回っていた者がいることである。これは、自ら怪文書を送信するのと本質的には変わらない。しかも公安の影をちらつかせて仲間を脅迫するなど、『公安のイヌ』と呼ばれて言論人としての資格を剥奪されても文句は言えない行為であろう。それを少しも悪びれることなくやったのは、2月27日の理事会で会長を解任された八木氏その人であった。」

(甲24)

キ 本件第1手記

被告は、平成18年6月1日ころ、月刊誌「諸君！」2006年7月号に、「独占手記 さらば『つくる会』内紛の全真相を綴る さては西尾幹二名誉会長の『文化大革命』だったか」と題する手記（以下「本件第1手記」という。）を掲載した。本件第1手記には、以下のとおりの記述（以下「本件記述1」という。）がある。

「次いで、三月中旬辺りに出回っていた藤岡氏の共産党履歴に関する文書について、私がこの文書に関わっているとの疑惑が浮上したとして、藤岡氏と福地氏が問題にし、種子島会長に私を査問するよう求め始めた。その

文書は私のところにも三月中旬辺りには来ていた。その頃、私を中傷する怪文書もいくつか出回っていたが、藤岡氏に関するこの文書、特にそこに書かれていた『H・13 日共離党』という記述については少々噂になっていた。私は正式に離党が受理されるまでに時間が掛かったのでは、くらいに受け止め、あまり問題にしていなかった。ただ、何人かの人『あの人の体質は共産党そのままだ』ということを出していたので、念のためと思って知り合いの公安関係者に問い合わせしてみた。しばらくして『確かにうちのデータではそうなっていますね』との返事があった。それを親しい数人に『公安関係者はそう言っていますね』と語っただけだった。これまた迂闊にも福地氏と会った際に、同氏が西尾氏と連携しているとは知らずに、そのことを雑談の中で話してしまった。」

(甲2)

ク 本件第2手記

被告は、平成18年6月27日ころ、雑誌「SAPIO」2006年7月12日号に、「SAPIO6月14日号『私が「新しい歴史教科書をつくる会」を去った理由』に異議あり 西尾幹二氏の『手記』に反論する」と題する手記（以下「本件第2手記」という。）を掲載した。本件第2手記には、以下のとおりの記述（以下「本件記述2」という。）がある。

「西尾氏は私が『「公安と自分はパイプがあって、これには確かな証言がある」と触れ回っていた』と書いているが、事実は異なる。私は自分のところにもきた藤岡信勝氏の共産党歴に関わる『警察公安情報』について、念のため、と思って公安関係者に問い合わせた。『うちのデータではそうなっている』との回答があったので、それを親しい数人に話しただけの話である。『触れ回った』という話に仕立てたのは『警察公安情報』に踊らされた西尾氏と同氏と親しい福地惇氏である。私は福地氏に会った際、同氏からその話題が出たので、『公安関係者はそう言っていますね』と言っ

ただけである。」

(甲3)

2 争点

- (1) 被告による本件文書の作成及び配布の事実の存否
- (2) 本件文書、本件記述1及び本件記述2（以下、これらを一括して「本件文書等」という。）による原告の名誉毀損の有無
- (3) 原告の損害額

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（被告による本件文書の作成及び配布の事実の存否）について
（原告の主張）

被告は、平成18年3月8日ころ、本件文書を作成し、西尾外数名のつくる会の理事の自宅にファクシミリ送信した。

原告の日本共産党履歴に関する文書を最初に作成したのは被告であり、被告と共謀した株式会社産業経済新聞社（以下「産経新聞社」という。）記者渡辺浩（以下「渡辺」という。）がこれをもとにいくつかのバージョンの文書を作成した上、同日ころ、被告の関係者がこれをコンビニエンスストアから西尾外数名の理事の自宅にファクシミリ送信した。被告と共謀していたのは、渡辺のほか、宮崎及び新田である。

このことは、以下の事実から明らかである。

ア 渡辺の告白

渡辺は、平成18年4月3日、原告と面談した際、両手をついて額をテーブルにこすりつけて「申し訳ありませんでした。」、「腹を切ってお詫びしなければならない。」と謝罪し、1か月ほど前に被告から原告に関する公安情報なるものを見せられてすっかり信用し、原告は教科書運動の敵だと考えるようになったが、それが全くの虚偽であることが警察情報により分かった旨告白した。

その後、渡辺は、同月6日、原告と面談した際、原告から「前回あなたと会ったとき、汚いことはするなと謀略メンバーに言うことを約束したはずだが、約束は果たしたのか。」と尋ねられると、「ちゃんと言いました。」と答え、さらに原告から「誰と誰に言ったのか。」と尋ねられると、「八木、宮崎、新田です。」と答えた。原告が、渡辺に対し、本件文書とは「警察公安情報」が「警察・公安情報」と、「藤岡教授の日共遍歴」が「藤岡教授日共遍歴」と異なる以外は同一の記載である文書を見せて確認したところ、渡辺は「八木氏から見せられたのは5行からなる文書で、この文書にある最初の3行はなかった。」と答えた。

また、渡辺は、同月4日、つくる会事務局長代行であった鈴木尚之（以下「鈴木」という。）と面談した際、「鈴木さん、申し訳ありません。」と言ってテーブルに頭をこすりつけ、「とにかく謀略はいけません。謀略はいけません。八木、宮崎にもう謀略は止めようと言ったので、もう謀略はありませんから……。私は産経新聞を首になるかもしれない。」と言って謝った。

渡辺が、被告、宮崎及び新田に対し、謀略を止めるように伝えた後、原告の日本共産党離党等に関する匿名文書の送付等はなくなった。

イ 被告の告白

鈴木が、平成18年4月5日、被告と面談した際、「産経の渡辺記者が、藤岡さんに話したことと同じことを私にも言っているのだから、これはもう重大なことですよ。最悪のことを考えて対処しないと大変なことになりますよ。とにかく記者は顔色をなくして私にこう言ったのだから。謀略はいけない、謀略はいけない。」と話したところ、被告は、「謀略文書をつくったのは産経の渡辺君のくせに……。彼は、1通、いや2通作った。これは出来がいいとか言ってニヤニヤしていたんだから。」とつぶやいた。

ウ 土井の関与

平成18年3月当時つくる会事務局員であった土井郁磨（以下「土井」という。）は、同月末ころ、本件文書の別のバージョン（本件文書とは、1行目の「警察公安情報」の記載がない点、2行目の「藤岡教授の日共遍歴」の記載が「藤岡信勝氏」となっている点、「H3 湾岸戦争」及び「H9 新しい教科書をつくる会設立」との記載が加えられている点が異なるもの）を所持していた。また、当時つくる会事務局員であった的場大輔（以下「的場」という。）は、鈴木に対し、土井が本件文書をつくる会事務局近くのコンビニエンスストアからファクシミリ送信していた旨話し、また、渡辺も、鈴木に対し、同趣旨の話をしていた。

土井は、被告がつくる会事務局に推薦した人物であり、現在、被告が理事長を務める教育再生機構の事務局に勤務している。

エ 書簡添付文書

鈴木は、平成18年3月24日、原告と被告の対立を仲裁しようとして、原告と西尾との間の往復書簡（西尾が同年2月3日に原告に送信した電子メールの写しに、原告が手書きで反論を加えて西尾にファクシミリ送信し、さらに西尾が手書きでコメントを加えて原告にファクシミリ送信したもの。以下「西尾・藤岡往復書簡」という。）の写しに一部改ざんを加えた文書（以下「鈴木交付文書」という。）を手渡した。その際、鈴木は、被告に対し、「これは西尾先生と藤岡先生との間の私信だし、藤岡先生にも断っていないから、絶対に人に見せないように。」と言ったところ、被告も「絶対に見せない。」と約束した。ところが、同月31日、鈴木交付文書の一部の一部を消去した書面に別の書面を添付した文書（甲21。以下「書簡添付文書」という。）が、西尾の自宅にファクシミリ送信された。

また、書簡添付文書の1枚目には「『フジ産経グループ代表の日枝さんが私に支持を表明した』と八木が明かすと会場は静まり返りました。」との記載があるところ、同年3月28日開催のつくる会理事会において被告

は上記記載の発言をしており、書簡添付文書を作成した者は、上記理事会に出席していた者で、同文書を作成する動機を有する被告及び新田以外にはあり得ない。

オ 赤旗記事文書

しんぶん赤旗の拡大記事に「船山 謙次（元北海道教大学学長，元日本術会議会員）」，「平成5年7月3日付『しんぶん赤旗』藤岡先生の岳父，船山謙次先生の活動のごく一部です。」とのコメントが付された文書（甲22。以下「赤旗記事文書」という。）が，平成18年3月30日，西尾の自宅にファクシミリ送信された。そして，「船山謙次先生の活動のごく一部です。」という添え書きは，他にも原告の岳父である船山謙次の活動の証拠となる記事を複数検出したことを明瞭に窺わせるところ，原告の岳父である船山謙次の氏名の記されたしんぶん赤旗の記事を短時間に複数検索するには，記事検索システムが不可欠であるから，赤旗記事文書の作成者は，膨大なしんぶん赤旗のバックナンバー記事を検索するデータベースを持つ産経新聞社資料室にアクセスできる渡辺であることは明らかである。

カ 動機の存在

被告は，平成18年2月27日のつくる会理事会において，原告のつくる会からの除名動議に賛成したものの，これが否決されたため，原告を失脚させる別の方法を探していたのであり，被告には本件文書の作成及び配布につき動機が存在する。なお，原告を失脚させることについて動機を有する者は，被告，宮崎及び新田の一派以外には存在しない。

（被告の主張）

被告が本件文書を送付したことは否認する。原告の依拠する関係者の供述は，鈴木のを除いては，いずれも原告又は鈴木において当該関係者がそのように発言したのを聞いたという何重もの伝聞の形式のものに限られており，本件文書の作成及び送信に被告の関与があることを裏付ける直接の証拠

はなく、原告の依拠する書証も被告の関与を裏付ける証拠にはなり得ない。

ア 渡辺の告白について

渡辺が平成18年4月3日に原告に対して謝罪したのは、原告の日本共産党所属歴に関して当時流布された情報を信じたことを原告から詰問されたからである。渡辺が同月6日に原告と面談した際、被告、宮崎及び新田の3名の名前に触れたのは、渡辺は、同人らがその時点で原告の日本共産党所属歴情報に接していたことを知っていたことから、原告がその情報を否定していることを同人らに伝える旨を約束したにすぎない。

また、渡辺が、同月4日、鈴木に謝罪した事実はなく、鈴木が、渡辺に対し、渡辺が産経新聞社を解雇されることになる旨の警告をしたにすぎない。

さらに、種子島は、同月10日、つくる会全理事宅に速達便を送付し、内紛めいたことは止めようと呼びかけており、この時点においても内紛らしき事態が継続していたことが窺われる。

イ 被告の供述について

被告は、平成18年4月5日、鈴木と面談した際、鈴木が、渡辺は被告が本件文書を作成したと言っていたという誤導の発言をしたことから、とっさにそのような発言をしたとされた渡辺への反感もあり、抗議の意味を込めて、渡辺が風刺漫画を自ら作成して被告に送付してきたという誤解に基づく認識を前提として、上記風刺漫画を作成したのは渡辺である旨の発言をしたのであり、当時の被告の認識を前提とすれば相当な対応といえる。

ウ 土井の関与について

原告の主張する土井の関与は、いずれも鈴木の認識を通じてのみ明らかにされたものであり、信用し難い。

仮に、土井が本件文書の別のバージョンを所持していたとしても、当時は多数の文書が飛び交っていたのであるから、その所持をもって土井が送

信行為に関与したことの間接事実とはなり得ない。

さらに、被告と土井との人的関係が、直ちに被告が送信行為に関与したことの間接事実となるものではない。

エ 書簡添付文書について

被告は、鈴木交付文書を、鈴木から受領後ほどなく第三者に交付しており、書簡添付文書の2枚目の出所が被告と特定されることにはならない。仮に、出所が被告と特定されたとしても、全く異なる文書を1枚目に付した上で作成及び送信された書簡添付文書全体が被告の関与により作成及び送信されたとはいえない。

オ 赤旗記事文書について

記事検索システムがなければ赤旗記事文書を作成できないとの前提が論理性を欠いており、知識と根気さえあれば赤旗記事文書の作成は容易である。また、産経新聞社に原告主張の記事検索システムが存在することについては原告の供述以外の証拠はなく、渡辺も赤旗記事文書に対する関与を否定している。

カ 動機の存在について

原告は、つくる会内部において、被告、宮崎及び新田らが原告の失脚を謀るグループを構成していたと主張するが、つくる会の内紛を単純な二者対立として理解できるかは疑問であり、合従連衡も当然あり得るのであるから、原告の失脚を図るための事項はすべて被告を含む一派に帰責できるというのは、根拠のない決め付けにすぎない。

(2) 争点(2) (本件文書等の名誉毀損性) について

(原告の主張)

ア 被告は、本件文書等により、原告が平成13年に日本共産党を離党したという事実を摘示した。

上記摘示事実は、原告が日本共産党員でありながらそれを隠し、保守的

教育観を掲げるつくる会の内部であたかもスパイとして活動していた背信者であるという印象を与えるものであり、原告の人格の一貫性と教育学者としての自己同一性に打撃を与え、その名誉を著しく毀損するものであることは明白である。

イ 本件第1手記及び本件第2手記そのものが原告の名誉を毀損しようとする意図に基づくか否かは名誉毀損の成否に無関係である。

また、雑誌記事を通じた議論の応酬は、真実に基づいて行えばよく、名誉を毀損する虚偽の事実に基づいて行われた議論の応酬や論評までもが保護されるものではない。

(被告の主張)

ア 一般に政党所属履歴は、それ自体で人の社会的信用の低下をもたらすとはいえないものであり、また原告は当該政党所属歴を秘匿しておらず、このことはつくる会の関係者の間では周知であったのであるから、本件文書等が原告の名誉を毀損するものとは到底考えられない。

イ 本件第1手記及び本件第2手記は、先行する西尾手記に対して被告の立場を明らかにした正当な論評であり、原告の日本共産党歴は、その過程で若干触れたにすぎない。また、本件記述1及び本件記述2から、原告が平成13年になって日本共産党を離党したという事実があったと認識することは困難である。

(3) 争点(3) (原告の損害額) について

(原告の主張)

つくる会の創立者の一人で保守的言論人として著名な原告が、被告による名誉毀損行為により被った社会的信用の低下と精神的損害及び原告が推進してきた歴史教科書改善運動への打撃は甚だしく、これに対する慰謝料は1000万円が相当である。

また、原告は名誉回復のため本件訴訟を提起することを余儀なくされ、こ

れに要する弁護士費用は100万円が相当である。

(被告の主張)

原告の損害額については、争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (被告による本件文書の作成及び配布の事実の存否) について

(1) 渡辺の告白について

ア 原告に対する発言について

(ア) 原告は、渡辺が原告に対し、平成18年4月3日に被告から公安情報なる原告の日本共産党離党に関する党歴情報を見せられて信用したことを謝罪したこと、同月6日に被告、宮崎及び新田に策謀を止めるよう伝えたと話したこと、渡辺が見た文書は本件文書と異なり冒頭3行部分がない5行のものであったと答えたことをもって、被告による本件文書の作成及び配布の事実を推認することができるかと主張する。

そして、原告作成の証言メモ等(甲7, 9, 10)、原告陳述書(甲31)及び原告本人尋問の結果中には、上記主張に沿う部分があり、また、甲8及び証人渡辺の証言によれば、以下の事実を認めることができ、これらの事実も原告の主張に沿うものと一応いうことができる。

① 渡辺は、同年4月3日朝、原告に電話をかけて面会を求め、同日午後5時ころ、池袋において、原告と面会した。原告は、渡辺が本件文書を見て原告が平成13年まで日本共産党に所属していたと信用したことを知り、激怒した。渡辺は、原告に対し、その場で謝罪した。

渡辺は、同日夜、原告に対し、「デマに引っ掛かり、教科書改善に心血を注いでおられる藤岡先生にあらぬ疑念を抱いてしまったことは何度お詫びしてもお詫びしきれません。本当に申し訳ございませんでした。」、「きょうからは正しい情報に基づいて、良心に恥じない行動を致します。二度と不確かな情報が流れないように各方面に強く呼

びかけます。正しい社内世論作りにも全力を注ぎます。」等と記載した謝罪のメールを送信した。

- ② 渡辺は、同月6日、原告から電話で、同年3月28日開催のつくる会理事会の録音テープの準備ができたので午後自由主義史観研究会の事務所に来て欲しいと言われたため、文京区にある自由主義史観研究会の事務所に行ったところ、原告から、同月29日付けの産経新聞の記事に対する抗議の趣旨で、同月28日開催のつくる会理事会の録音テープを聴かされた。また、渡辺は、その際、原告から赤旗記事文書を見せられた。さらに、渡辺は、原告との会話の中で、被告、宮崎及び新田の3名の名前を出した。

(イ) そこで、上記の各事実について検討する。

- ① 渡辺は、その証人尋問において、平成18年4月3日に原告に謝罪した趣旨について、本件文書における原告の日本共産党離党に関する記載を信じたことを謝罪したものであると証言するところ、この証言は、渡辺がつくる会理事会に提出した平成18年4月28日付回答書における記載とも整合している。そして、この証言及び渡辺が原告に送信した電子メール（甲8）における「デマに引っ掛かり」という文面に照らすと、渡辺が原告に謝罪したことをもって、原告の日本共産党離党に関する記載を信じたことを超えて、本件文書の作成に関与したことまでも認める趣旨であったと認めることはできない。
- ② 渡辺は、その証人尋問において、同月6日に原告と面談した際、原告の日本共産党離党の時期について話題にしていた人物として、被告、宮崎及び新田の3名の名前を出したにすぎず、また、原告から本件文書を見せられた際、警察以外の公的機関のデータだと思っていたので、警察の部分は違うような気がする」と述べたにすぎないと証言し、同月6日に被告、宮崎及び新田に策謀を止めるよう伝えたと話したこと、